

# 舞鶴市国民保護計画

舞 鶴 市

- ・本文中「(※)」がある用語は用語集に記載しております。

# 目 次

<b>第1編 総論</b> ······	1
<b>第1章 計画の目的、位置付け、構成等</b> ······	1
1 計画の目的 ······	1
2 市国民保護計画の位置付け ······	1
3 市国民保護計画作成の背景、経緯 ······	1
4 市国民保護計画に定める事項 ······	2
5 市国民保護計画の構成 ······	3
6 市国民保護計画の見直し、変更手続 ······	3
7 舞鶴市地域防災計画との関係等 ······	3
<b>第2章 国民保護措置に関する基本方針</b> ······	4
<b>第3章 市国民保護計画が対象とする事態</b> ······	6
1 武力攻撃事態等 ······	6
2 緊急対処事態 ······	6
3 市が留意すべき事項 ······	7
<b>第4章 市及び関係機関の主な事務・業務等</b> ······	8
1 市の主な事務・業務 ······	8
2 府の主な事務・業務 ······	8
3 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の主な事務・業務 ······	9
4 公共的団体の主な事務・業務 ······	10
<b>第5章 市の地理的、社会的特徴</b> ······	11

<b>第2編 平素からの備えや予防</b> ······	14
<b>第1章 組織・体制の整備等</b> ······	14
第1 市における組織・体制の整備 ······	14
1 各部の業務 ······	14
2 市職員の参集体制等 ······	16
3 消防機関の体制 ······	20
4 市民等の権利・利益の救済に係る手続等 ······	20
第2 関係機関との連携体制の整備 ······	21
1 基本的考え方 ······	21
2 府との連携 ······	22
3 近隣府県・市町との連携 ······	22
4 指定公共機関等との連携 ······	22
5 市民等との協力・連携 ······	23
6 事業者等との連携 ······	25
第3 通信の確保 ······	26

第4章 情報収集・提供等の体制整備	26
1 基本的考え方	26
2 警報等の伝達に必要な準備	27
3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	28
4 被災情報の収集・報告に必要な準備	29
第5章 研修及び訓練	29
1 研修	30
2 訓練	30
<b>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</b>	<b>32</b>
1 避難に関する基本的事項	32
2 避難実施要領のパターンの作成	32
3 救援に関する基本的事項	32
4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	33
5 避難施設に関する情報共有と周知	33
6 生活関連等施設の把握等	33
7 要配慮者の支援体制の整備	34
8 外国人支援体制の整備	35
<b>第3章 物資・資材の備蓄及び施設設備の点検・整備</b>	<b>36</b>
1 市における備蓄	36
2 市が管理する施設・設備の整備及び点検等	36
<b>第4章 国民保護に関する啓発</b>	<b>38</b>
1 国民保護措置に関する啓発	38
2 武力攻撃事態等において市民等がとるべき行動等に関する啓発	38
<b>第5章 旅行者等の保護</b>	<b>39</b>
1 旅行者等への情報連絡体制の構築	39
<b>第3編 武力攻撃事態等への対処</b>	<b>40</b>
<b>第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</b>	<b>40</b>
1 市域又は近隣市町において事案が発生した場合の対応	40
2 武力攻撃等の兆候に関する連絡等があった場合の対応	41
<b>第2章 市対策本部の設置等</b>	<b>44</b>
1 市対策本部の設置等	44
2 市対策本部の設置場所	44
3 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等	45
4 市対策本部の組織構成及び機能	45
5 市対策本部長の権限	48
6 市対策本部の廃止	48
7 通信の確保	49

<b>第3章 関係機関相互の連携</b>	50
1 国・府の対策本部との連携	50
2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	50
3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	51
4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	51
5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	52
6 市の行う応援等	52
7 ボランティア団体等に対する支援等	52
8 市民等への協力要請	53
9 (仮称) 地域安全サポーターへの協力要請	53
<b>第4章 警報及び避難の指示等</b>	54
<b>第1 警報の伝達等</b>	54
1 警報の内容の伝達等	54
2 警報の内容の伝達方法	55
3 緊急通報の伝達及び通知	56
<b>第2 避難者の誘導等</b>	56
1 避難の指示の通知・伝達	56
2 避難実施要領の策定	57
3 避難者の誘導	59
4 予測される武力攻撃事態の類型	62
<b>第5章 救援</b>	65
1 救援の実施	65
2 関係機関との連携	65
3 救援の内容	66
<b>第6章 安否情報の収集・提供</b>	67
1 安否情報の収集	68
2 府に対する報告	68
3 安否情報の照会に対する回答	68
4 日本赤十字社京都府支部に対する協力	69
5 民間事業者等が提供する安否情報システムの活用	69
<b>第7章 武力攻撃災害への対処</b>	70
<b>第1 武力攻撃災害への対処</b>	70
1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方	70
2 武力攻撃災害の兆候の通報	70
<b>第2 応急措置等</b>	71
1 退避の指示	71
2 警戒区域の設定	72
3 応急公用負担等	73

4 消防に関する措置等	73
第3章 生活関連等施設における災害への対処等	75
1 生活関連等施設の安全確保	75
2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	75
第4章 武力攻撃原子力災害への対処	76
第5章 N B C 攻撃による災害への対処	78
<b>第8章 被災情報の収集及び報告</b>	81
<b>第9章 保健衛生の確保その他の措置</b>	82
1 保健衛生の確保	82
2 廃棄物の処理	83
<b>第10章 生活の安定に関する措置</b>	84
1 生活関連物資等の価格安定	84
2 被災者、避難者の生活安定等	84
3 生活基盤等の確保	85
4 京都舞鶴港の機能の維持・確保	85
<b>第11章 文化財の保護</b>	86
1 文化財の保護	86
2 文化財の応急対策	86
3 文化財の本格復旧	87
<b>第12章 特殊標章等の交付及び管理</b>	88
<b>第4編 復旧等</b>	89
<b>第1章 応急復旧</b>	89
1 基本的考え方	89
2 公共的施設の応急復旧	89
<b>第2章 本格復旧</b>	90
<b>第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等</b>	91
1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	91
2 損失補償及び損害補償	91
3 総合調整及び指示に係る損失の補てん	91
<b>第5編 緊急対処事態への対処</b>	92
1 緊急対処事態	92
2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達	92
<b>巻末用語集</b>	93